

# 栃木県公報

令和元(2019)年 11月8日(金) 第53号

目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定······ 499

公 告

○都市計画決定図書の写しの縦覧・・・・・ 505

# 告示

## 栃木県告示第354号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。以下同じ。)第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元 (2019) 年11月8日

栃木県知事 福 田 富 一

## 指定訪問看護事業者等

指		定	指定訪問	看護事業者等	訪問看護	ステーション等
年	月	日	名 称	主たる事務所の所在地	名称	所 在 地
,	和 019) 月1日	元 年	㈱日向倶楽部	宇都宮市錦1-1198-1 サーパス錦909号	ひなた訪問看護ス テーション	上三川町上三川4938-1 サン・カレントB103

(保健福祉課)

#### 栃木県告示第355号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の 規定により次のとおり公示する。

令和元 (2019) 年11月8日

栃木県知事 福 田 富 一

Ι

- 1 漁業権者の住所及び名称 芳賀郡茂木町茂木144番地 栃木県那珂川漁業協同組合連合会
- 2 漁業権の免許番号 内共第1号、内共第2号及び内共第26号
- 3 遊漁規則の変更内容
  - (1) 変更に係る遊漁規則

栃木県那珂川漁業協同組合連合会内共第1号、内共第2号及び内共第26号第5種共同漁業権遊漁規則

(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後 改正 前

(禁止区域等)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に | 第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に 掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄 に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期 間、これをしてはならない。ただし、本会が別に 定めて公示する場合を除く。

漁具及び漁法	区 域	期	間
略			
全漁法	1 那珂川	略	
	(1)~(5) 略		
	2~5 略		
	6 湯川		
	那須塩原市板室		
	地内那珂川合流点		
	から上流400メー		
	トルの区域		

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとす | 第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとす

名称	魚種	漁具及 び漁法	期間	遊漁料	附加料金				
略									
日釣 券	略略		略	略	2,500円				
渓流 魚日 釣券	略	略	略	略	1,500円				
雑魚 日釣 券	略	略	略	略	1,000円				
投網 1日 券	略	略	略	略	4,500円				
注1	注1~3 略								

4 変更後の遊漁規則の施行の日

2 · 3 略

(禁止区域等)

掲げる漁具及び漁法を用いた遊漁は、同表の中欄 に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期 間、これをしてはならない。ただし、本会が別に 定めて公示する場合を除く。

漁具及び漁法	区	域	期	間
略				
全漁法	室地内 点かり	略 頁塩原市板 内湯川合流 ら上流 400 、ルの区域	略	

(遊漁料の額及び納付方法)

名称	魚種	漁具及 び漁法	期間	遊漁料	附加料金
略					
日釣 券	略	略	略	略	800円
渓流 魚日 釣券	略	略	略	略	500円
雑魚 日釣 券	略	略	略	略	300円
投網 1日 券	略	略	略	略	1,000円

注1~3 略

2 · 3 略

令和元 (2019) 年11月8日

II

- 1 漁業権者の住所及び名称 那須塩原市塩原2356番地 塩原漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号 内共第4号
- 3 遊漁規則の変更内容
  - (1) 変更に係る遊漁規則 塩原漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)
  - (2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

0	ての表の改止則の懶にす	切りる別とで	「門衣の以正	.1攵Vノ1	閉 (こ:	匂√	ノる 別 上 に 汚 豚 て ハ	トタよりには	又正りる。
	改正	後					改正	前	
	漁料の額及び納付方法 遊漁者の遊漁料は、		レわりしす				の額及び納付方法 ・漁者の遊漁料は、		レわりしす
<del>あ</del> 0未 る。	: 歴価有り歴価料は、	(人V) XV)	<u> </u>	<b>売</b> る		<u> </u>	に偶有の歴偶符は、	(人V) (AV)	こわりこり
魚種	種別	遊漁料	附加料金	魚	重	Ŧ	重 別	遊漁料	附加料金
全魚	1 期間券	10,000円	略	全	魚	1	期間券	9,000円	略
種	略			種		略			
あゆ	1 期間券	7,000円	略	あり	Ф	1	期間券	6,000円	略
	略				ı	略		1	
渓流	1 期間券	7,000円	略	渓	充	1	期間券	6,000円	略
魚	<ul><li>2 日釣券 (キャッチ・アンド・リリース区域及び解禁日から3日間を除く。)</li></ul>	2,000円	略	魚		1 持	日釣券(キャッチ・アンド・リ リース区域及び解 禁日から3日間を 余く。)	1,500円	略
	略				ı	略			
注1 2·3				注 2·	3	·3 略			
	三分の状染担則の状況								

4 変更後の遊漁規則の施行の日 令和元(2019)年11月8日

 $\blacksquare$ 

- 1 漁業権者の住所及び名称 日光市中宮祠2482番地 中禅寺湖漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号 内共第8号
- 3 遊漁規則の変更内容
  - (1) 変更に係る遊漁規則

中禅寺湖漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、 次の表のとおりとする。

期間	種別	漁具 及び 漁法	魚種	区域	遊漁料	附加料金
解日ら月日で	1 日釣券	船釣又は岸釣	全魚種	岸淵り松崎結線ら側区ケよりケをぶか東の域	2,200円	660円
	2 6回 回数 券	船釣 又は 岸釣	同上	同上	11,000円	略
	3 日釣 券	手釣 又は 竿釣	雑魚	同上	1,100円	330円
9月 20日 から 10月 31日 ま	略	略	略	略	1,100円	330円
特例期間	略	略	略	略	3,300円	990円

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和元(2019)年11月8日

注1~4 略

2 略

IV

- 1 漁業権者の住所及び名称 鹿沼市草久1336番地 1 西大声漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号 内共第19号
- 3 遊漁規則の変更内容
- (1) 変更に係る遊漁規則 西大声漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

改 正 前

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、 次の表のとおりとする。

期間	種別	漁具 及び 漁法	魚種	区域	遊漁料	附加料金
解日 ら 月 19 日 さ で	1 日釣券	船釣は岸釣	全魚種	岸淵り松崎結線ら側区ケよりケをぶか東の域	2,160円	610円
	2 6回 回数 券	船釣 又は 岸釣	同上	同上	10,800円	略
	3 日釣 券	手釣 又は 竿釣	雑魚	同上	1,080円	300円
9月 20日 から 10月 31日 まで	略	略	略	略	1,080円	300円
特例期間	略	略	略	略	3,240円	920円

注1~4 略

2 略

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

後 改 正

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・ア | 第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・ア ンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわら ず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を 対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、こ れをしてはならない。ただし、採捕した魚をその 場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区域	期間
全魚種(あゆを除く。)	鹿沼市下大久保地 下大久保堰から 流の <u>小川橋</u> ま の大芦川(支流 除く。)の区域の ち、組合が定めて 示する区域	上でをう

2 略

V

(遊漁料の額及び納付方法)

# 第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ る者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

略	
75歳以上	略
	略

4 変更後の遊漁規則の施行の日 令和元 (2019) 年11月8日

1 漁業権者の住所及び名称 足利市常見町623番地4

渡良瀬漁業協同組合

- 2 漁業権の免許番号 内共第24号
- 3 遊漁規則の変更内容
  - (1) 変更に係る遊漁規則

渡良瀬漁業協同組合内共第24号第5種共同漁業権遊漁規則(平成26年栃木県告示第32号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(遊漁期間)	(遊漁期間)
筆 4 冬 次の表の左欄に掲げる角種を対象とする游	一筆 4 冬 次の表の左欄に掲げる角種を対象とする

漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、こ れをしてはならない。

漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、こ れをしてはならない。

改 正 前

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

ンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわら ず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を 対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、こ れをしてはならない。ただし、採捕した魚をその 場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区	域	期	間
全魚種(あゆを除く。)	下大久保 流の <u>鹿</u> ノ の大芦川 除く。) 0	大久保地先 長堰かまで 入橋支流ので 一〇区域ので が定めて 域	略	

(遊漁料の額及び納付方法)

#### 第8条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ る者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

略	
70歳以上	略
	略

魚種	期	間
あゆ	<u>5月15日</u> から11月30日 めて公示する期間	日までの間で組合が定
略		

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとす 第7条 遊漁者の遊漁料は、次の表のとおりとす る。

魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	<ul><li>1 竿釣、投網、 さで網、やす突網、やす突及び四手網(定置式)</li></ul>	1年	15,000円	略
	<ul><li>2 竿釣、投網、 さで網、 やす字 及び四手網 (移動式) 又は筌</li></ul>	1年	13,000円	略
	3 <b>竿</b> 釣、投 網、 さ で 網、やす突 及び置針又 は掛釣	1年	12,000円	略
	略			
	5	1年	10,000円	略
	6	1日	2,500円	1,000円
渓流	1	1年	7,500円	略
魚	2 竿釣	1日	1,500円	1,500円
雑魚	1 竿釣	1年	6,000円	略
	2 竿釣	1日	800円	400円
	3 投網	1日	2,000円	1,000円

注1・2 略

る者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

満18歳以下の者	略
女性及び肢体不自由者(身	前項に規定する遊漁
体障害者手帳を提示した者	料の1/2に相当す

魚種	期	間
あゆ	<u>6月1日</u> から11月30日 めて公示する期間	までの間で組合が定
略		

(遊漁料の額及び納付方法)

る。

<b>′ ∂</b> 0				
魚種	漁具及び漁法	期間	遊漁料	附加料金
全魚種	<ul><li>1 竿釣、投網、 さで網、やす突網、やす突及び四手網(定置式)</li></ul>	1年	14,000円	略
	<ul><li>2 竿釣、投 網、さで 網、やす突 及び四手網 (移動式) 又は筌</li></ul>	1年	12,000円	略
	<ul><li>3 竿釣、投網、 さで網、やす突</li><li>及び置針又は掛釣</li></ul>	1年	11,000円	略
	略			
	5 竿釣 <u>、投</u> 網、さで網 及びやす突	1年	9,000円	略
	6	1日	2,300円	700円
渓流	1	1年	6,500円	略
魚	2	1日	1,200円	400円
雑魚	1 竿釣	1年	5,000円	略
	2 竿釣	1日	600円	200円
	3 投網	1日	1,500円	500円

注1・2 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ る者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

未就学の幼児、小学校児童 及び中学校生徒	略	
	前項に規定する遊漁 料の1/2に相当す	

に限る。)	る額	に限る。)	る額(雑魚を採捕し
			ようとする場合に
			あっては、1日につ
			き300円)

4 変更後の遊漁規則の施行の日 令和元(2019)年11月8日

(農村振興課)

# 公告

## ○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により令和元(2019)年10月30日に決定した、宇都宮都市計画地区計画(グッドライフタウン氷室)の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元 (2019) 年11月8日

栃木県知事 福 田 富 一 (都市計画課)